京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務募集要領

１　事業の趣旨・目的

京都府自治体情報化推進協議会（以下、協議会という。）では、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】」を踏まえ、京都府および府内市町村の希望する団体（以下、府内団体という。）がガバメントクラウドへの接続を行うために、府内団体が利用している都道府県情報ハイウェイ「京都デジタル疏水ネットワーク」を活用し、①京都デジタル疏水ネットワークのNOC（京都市内データセンター）からガバメントクラウドへ接続する専用回線の調達及び②標準準拠システムをガバメントクラウドで整備維持するための、クラウド接続ネットワーク領域の設計、構築、維持に関する業務を担う、ガバメントクラウドネットワーク構築運用管理補助者の調達を実施する。

２　業務概要

（１）業務内容

① ガバメントクラウドへの一体的な接続を可能にするサービスの提供

② 京都市内データセンターへの接続回線サービスの提供

③ ガバメントクラウド接続サービスの提供

④ 府内団体からガバメントクラウドまでのネットワーク構築業務および運用管理補助業務

（２）業務内容 および業務期間

別紙１「京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

（３）業務に係る契約金額の上限額（令和６年度予算分）

 税込１５８,１１２千円まで

（初期経費＋６ケ月分の提供業務経費（京都府＋府内団体１９団体分

（京都市除く）））

３　参加資格

　　企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定決定の日までの期間に、府内団体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

（４）府内団体の地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」

　　という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

（６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

（７） 過去５年間において、ガバメントクラウドとして採用されているクラウドサービス（Amazon Web Service、Microsoft　Azure、Oracle Cloud Infrastructure、Google Cloud Platform、さくらクラウド）のいずれかに接続する回線サービスを含むネットワーク構築及び運用管理補助業務を行った実績を有する者又はそのものと共同提案する者であること。

４　共同提案を実施する際の要件

業務ごとに主体が異なる企業が受託を希望する場合（例：接続回線サービス提供業務およびクラウド接続サービス提供業務はA社が実施し、その他の業務はＢ社が実施するなど）、複数の会社が共同で企画提案を提出する共同提案も可能とするが、その場合は次に掲げる要件に留意すること。

・ ２ 業務概要 (１)業務内容に記載する各業務①～④をひとつの単位とし、単位ごとに主体が異なる企業が共同で提案することは認める。

・ 複数の企業が上記に示す単位内で共同提案を行うことは原則として認めない。

* ジョイント範囲がごく一部に止まるなど、上記によらない条件で、やむを得ず共同提案したい場合は、事前に了解を得ること。

５　参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁1号館5F

京都府自治体情報化推進協議会開発局

（京都府総合政策環境部情報政策課）

電話　075-414-5761

メールアドレス　johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

（２）募集要領等の配布

ア　配布期間：令和６年４月１日（月）～令和６年４月２２日（月）

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　配布場所及び受付場所

協議会のホームページ（http://www.tva-kyoto.gr.jp/）の「お知らせ」からダウンロードできる。

　（３）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和６年４月２２日（月）午後５時

　　　　※提出期限後に到着した参加表明書は無効とする。

イ　提出場所：（１）に同じ。

ウ　提出方法：持参（平日の午前９時～午後５時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、Ｅ-mailのいずれかを用いて提出。

（４）企画提案の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和６年４月２５日（木）午後５時

　　　　※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：（１）に同じ。

ウ　提出方法：持参（平日の午前９時～午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）、Ｅ-mailのいずれかを用いて提出。

６　事前説明会

（１）開催日時：令和６年４月８日（月）午前１０時 ～

（２）開催場所：Web会議で開催

（３）申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、令和６年４月５日（金）午後５時までに、参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、持参（平日の午前９時～午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）、Ｅ-mailのいずれかを用いて提出。

７　質疑・回答

（１）受付期間：令和６年４月１日（月）～令和６年４月１０日（水）午後５時必着

（２）質疑方法： 持参（平日の午前９時～午後５時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）、Ｅ-mailのいずれかを用いて提出。

（３）質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア　件名は「京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務に関する質問」とすること。

イ　質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

（４）回答日時：令和６年４月１７日（水）

質問への回答は協議会のホームページ（http://www.tva-kyoto.gr.jp/）の「お知らせ」に掲示し、個別には回答しない。

８　応募書類

（１）提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　府内団体の地方税の滞納がないことの証明（京都府税については様式３にて申請）

　　※納税を行うべき事業所の存する府内団体の証明のみ提出を行うこと。

エ　消費税及び地方消費税の納税証明

※ウ及びエについては、発行日から３ヶ月以内のもの。コピー可。

オ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）法人登記簿謄本（１部）※発行日から３ヶ月以内のもの。コピー可。

（イ）法人定款

カ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

キ　共同企業体で参加の場合は、以下の書類を添付のこと。

（ア）共同企業体届出書

（イ）共同企業体協定書

（ウ）委任状

（エ）使用印鑑届

ク　京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）

ケ　価格提案書

（２）企画提案書および価格提案書の作成方法

別紙2「京都ガバメントクラウド接続サービス提供業務に係る企画提案書および価格提案書作成要領」のとおり。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（３）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ　提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ　提出された応募書類は返却しない。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

９　評価方法等

（１）評価基準

別紙３「提案内容評価要領」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

（３）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

 （４）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者の内、（３）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候 補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、総合点が下記に該当する場合は、候補者として選定しない。

１００点未満

 （５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　価格提案書、総合計額の金額が２（３）の業務に係る契約金額の上限額を超える

場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

１０　選定結果の通知・公表

　候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において協議会のホームページの「お知らせ」において公表するとともに、協議会開発局（京都府総合政策環境部情報政策課）において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）候補者の名称、総合点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の名称及び総合点

（３）外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

１１　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。契約主体としては協議会と事業者の二者契約もしくは協議会と事業者、それぞれの府内団体の三者契約のいずれかを想定している。また２業務概要（２）業務内容ごとでの契約についても協議の上行うことを可とする。

（２）受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければな

　　らない。ただし、①～③のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

 ①　過去２年間に国又は府内団体と、当該契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

②　契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

③　その他契約担当者が必要がないと認めるとき。

（３）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

　（４）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載　　　した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１２　その他

（１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

（２）企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。

（３）参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、協議会から指示があった場合を除く。

（４）参加表明書を提出した後、協議会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５）提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（７）参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。